

## うえのやま学園 認定こども園 重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名 称	学校法人 上野山学園
所 在 地	田辺市古尾17番1号
電 話 番 号	0739-22-3751
代表者氏名	理事長 橋本 陸子

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	うえのやま学園 認定こども園
施 設 の 所 在 地	田辺市古尾17番1号
連 絡 先	電話番号 0739-22-3751 FAX 0739-22-7851
管 理 者	園長 橋本直樹
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 90人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 50人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 40人
開 設 年 月 日	平成27年 4月 1日

### 3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりそ

の活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

(3) 教育方針

自身の心身を、主体性・豊かな感性をもって健康に育むために、『良い出会い』『活発な活動』『大人も成長』という教育活動の基本方針を定めます。

- ①「一人一人を心から受け入れ、はじめて出会う様々なものに『良い出会い』をします。
- ②「知育・情育・体育の調和のとれた教育環境を整え、一人一人の個性や状況に応じて『活発な活動』を行います。
- ③職員や関わる周囲の大人も正直で素直にお手本となり『大人も成長する』ことで子どもの成長に関わります。

(4) 保育目標とする子どもの姿

- ①好奇心旺盛で、人に対して愛情と信頼を持つ子
- ②元気で活発、感性豊かな子
- ③素直で正直で、協調性のある子

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2352.77㎡
	園庭	969.60㎡
園舎	構造	鉄骨造及び木造
	延べ面積	908.79㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	0歳児保育室
ほふく室	1室	1歳児保育室
保育室	8室	2～5歳児保育室
遊戯室兼保育室	1室	
調理室	1室	
職員室兼保健室	1室	
園長室兼相談室	1室	
教材器具倉庫室	4室	
トイレシャワー室	7室	

## 5 職員の設置状況

職 種	員数	備考
園長	1名	
教頭	1名	
主幹保育教諭	1名	
指導保育教諭	1名	
保育教諭	15名	
養護教諭	1名	
栄養士	嘱託1名	
調理員	2名	
事務職員	1名	
補助職員	3名	
バス運転士	3名	
バス添乗員	2名	

※ 当園では、「児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営に関する基準」に定める基準に基づき，幼児教育・保育の提供に必要な職種について，上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

### <各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	常勤
教頭	勤務時間帯（8：00～17：00）
主幹保育教諭	勤務時間帯（7：00～16：00）
指導保育教諭	勤務時間帯（10：00～19：00）
保育教諭	勤務時間帯（7：00～16：00） （8：00～17：00） （10：00～19：00）
養護教諭	勤務時間帯（8：00～17：00）
栄養士	嘱託
調理員	勤務時間帯（8：30～16：00）

※ ローテーションにより，各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上，上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 幼児教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日、 <b>長期休園期間（夏期7月21日から8月25日、冬期12月23日から1月7日、春期3月21日から4月7日）</b> 、年末年始（12月29日から1月3日）及び休園日に登園した際の振替休園（※注）
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

（※注）土曜日などの休園日でも、保育が必要な場合は認定こども園が開園している日は、一時預かりを利用することもできますので御相談ください。

**また、長期休園期間及び振替休園日は年間教育計画により変動する。**

## 7 幼児教育・保育の提供時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 (概ね4時間程度)	9時30分～14時30分（※注1）
2号認定子ども 3号認定子ども	保育標準時間 (最大11時間)	7時～18時（※注2）
	保育短時間 (最大8時間)	8時30～16時30分（※注3）

（※注1）14時30分を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かり事業を利用することもできますので御相談ください（別途ユーザー負担が必要となります）。

また、最終当園時間は9時30分となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時30分までに登園していただきますようお願いいたします。

（※注2）7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要

とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定させていただきます)。

なお、7時から18時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

また、最終当園時間は9時30分となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時30分までに登園していただきますようお願いいたします。

(※注3) 8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、8時30分から16時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

また、最終当園時間は9時30分となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時30分までに登園していただきますようお願いいたします。

## 8 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、幼児教育・保育を提供します。

### (2) 外部専門講師による補助教育活動(保育料とは別に費用がかかります。)

英語教室(0～5歳児)、スイミングスクール(4～5歳児)

硬筆教室(5歳児)音楽指導(3～5歳児)

以上を共通教育時間において全園児に提供します。

### (3) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します。

ただし、通園バスの送迎対象地域は、田辺市、みなべ町、上富田町及び白浜町内で概ね運行時間が45分で往復できる距離の範囲内です。

また、通園バスを御利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時00分頃	11時30分頃	15時30分頃	
1歳児	10時00分頃	11時30分頃	15時30分頃	
2歳児	10時00分頃	11時30分頃	15時30分頃	
3歳児		11時30分頃	15時30分頃	
4歳児		11時30分頃	15時30分頃	
5歳児		11時30分頃	15時30分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(5) その他

外部幼児教室を招致し提供します。希望者は外部業者と契約し以下の幼児教室を受講できます。

ECCジュニア英会話教室、サッカー教室

## 9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、月の途中で入退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

## 10 利用契約の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、幼児教育・保育の提供を終了いたします。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 1.1 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

### (1) 内科、小児科科

医療機関の名称	うえはら小児科
医 院 長 名	上原 俊宏
所 在 地	田辺市朝日ヶ丘16-32
電 話 番 号	0739-26-6000

### (2) 歯科

医療機関の名称	わだ歯科クリニック
医 院 長 名	和田 茂生
所 在 地	田辺市文里2丁目32-3
電 話 番 号	0739-81-1188

## 1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"><li>・窓口担当者 玉置 昌代</li><li>・ご利用時間 8:30～ 18:30</li><li>・電話番号 0739-22-3751</li><li>F A X 0739-22-7851</li></ul> 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
---------------	--

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

## 1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	<ul style="list-style-type: none"><li>・自動火災報知機 有</li><li>・誘導灯 有</li><li>・ガス漏れ報知機 有</li><li>・非常警報装置 有</li><li>・非常用電源 有</li><li>・スプリンクラー 無</li><li>・その他、カーテン、壁面、建具等の防災処理 有</li></ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

## 15 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当園においては、以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	損保ジャパン 園賠償責任保険
保険の内容	身体賠償事故の場合（治療費・休業損失・慰謝料など） 財物賠償事故の場合（修理費・再調達に要する費用など）
保険金額（補償限度額）	身体賠償事故の場合 1億円 財物賠償事故の場合 1千万円 身体・財物共通免責 2千円

※詳しくは、別途配布する「損保ジャパン 園賠償責任保険のしおり」を御確認ください。

## 16 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

当園における幼児教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名：うえのやま学園 認定こども園

説明者職名：園長 氏名 橋本 直樹

私は、本書面に基づいてうえのやま学園 認定こども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：



別表

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分，実費分）

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
1号認定に係る給食材料費	給食材料について実費負担となるため	月額 2,500円
2号認定に係る主食費	給食の主食費について実費負担となるため	月額 700円
2号3号認定に係る教材費	絵本・補助教材について実費負担となるため (ただし2歳児以上にかぎる)	月額 440円
1号2号3号認定に係る 補助教育活動費	英語・硬筆・スイミングスクール・音楽活動 ほか教育補助活動について実費負担となるため (ただし2歳児以上にかぎる)	月額 900円
遠足に係る交通費	公共交通機関（バス等）その他移動手段に要する経費	実際に要した経費（実費）
卒園等記録に係る行事費	卒園アルバム、集合写真、その他行事に要する経費（実費を要した年度に限る）	実際に要した経費（実費）

2 該当者（利用者）のみ対象となるもの

(1) 時間外保育に係る利用者負担金

ア 2号3号認定の保育標準時間認定に係る時間外保育料

18:00～19:00 100円/15分

イ 2号3号認定の保育短時間認定に係る時間外保育料

7:00～8:30及び

16:30～19:00 100円/15分

ウ 1号教育標準時間認定に係る時間外保育料

登園日預かり保育

ア) 在園時間が、教育時間含め7時間以上8時間以内 400円/1回

イ) 在園時間が、8時間を超え10時間未満

100円/基本額に加算

ウ) 在園時間が、10時間以上11時間未満

200円/基本額に加算

エ) 在園時間が、18時を超える

基本・加算合計額に100円/15分 加算

休園日預かり保育

ア) 在園時間が、4時間以内

400円/1回

イ) 在園時間が、4時間を超え8時間以内

100円/1時間ずつ基本額に加算

- ウ) 在園時間が、8時間を超え10時間未満 900円/1回
- エ) 在園時間が、10時間以上11時間未満 1,000円/1回
- オ) 在園時間が、18時を超える

基本・加算合計額に100円/15分 加算

休園日預かり保育給食 350円/1食

- (2) 登園日送迎バス代 (往復) 4,000円/月額
- 登園日送迎バス代 (片道) 2,000円/月額
- 休園日送迎バス代 2,000円/春休み期間
- 3,000円/夏休み期間
- 2,000円/冬休み期間

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

## 個人情報使用同意書

貴園への入園に当たり、私及び子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

○小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間での情報を共有すること

○他の保育園(所)等へ転園する場合、その他兄弟等が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと

○緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと

うえのやま学園 認定こども園

園長 橋本 直樹 あて

年 月 日

保護者住所

児童氏名

保護者氏名

⑩

児童から見た続柄